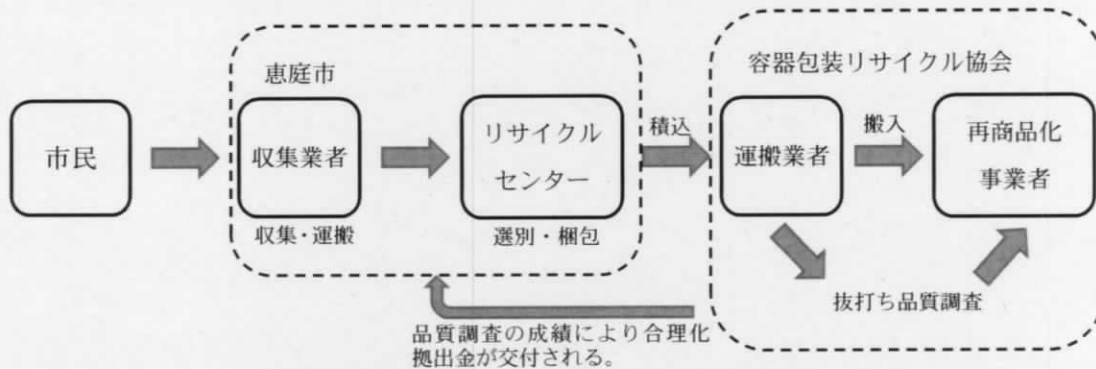


容器包装リサイクル制度におけるべール品質調査の適正な実施について

1. プラ容器包装リサイクルの流れ



※品質調査日程は規定日以前に市町村に通知することは厳禁とされている。

2. 国等の状況確認及び通知

恵庭市において検査で好成績を収められるよう、調査日程を不正に得ているとの疑念があり、以下のとおり事情聴取等が行われた。

- ・容器包装リサイクル協会から委託業者及び市の担当者が事情聴取を受けた。
- ・市町村に対し「容器包装リサイクル制度におけるべール品質調査の適正な実施について」環境省より通知された。
- ・環境省職員が来恵し状況の確認がおこなわれた。

3. 市内部の事実確認

環境省及び容器包装リサイクル協会の事情聴取を受け市として、以下の調査を行った。

- ・市が容器包装リサイクルを実施した、平成19年度以降の市担当者に当時の状況を確認した。
- ・リサイクルセンターの委託先である恵庭環境保全事業協同組合の担当者に対し事実確認を行った。

4. 市の認識と報告書の提出

事実確認の結果、市の立場としてはべール検査等の情報に関して規定期日以前に検査日を聞き出し、それに基づいて高品質なべールの作製を指示するといったことはなかったとしても、検査日を推定できる情報を特に問題意識なく捉えていた事実は、プラ容器リサイクル制度の趣旨からすると、甚だ不適切であり委託先への適切な指導を行わなかったこともあわせて、認識不足であったとの結論に至り、市及び委託先の今後の改善策も含め別紙のとおり環境省へ報告書を提出した。

平成 28 年 7 月 6 日

市町村 容器包装リサイクル法担当課長 殿

容器包装リサイクル制度におけるべール品質調査の適正な実施について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

容器包装リサイクル法の施行に関しましては、平素より、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。）第 10 条の 2 に基づく市町村に対する金銭（以下「合理化拠出金」という。）の支払いについては、特定分別基準適合物（以下「べール」という。）の品質を向上したものと認められる市町村に対して、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して、支払われております。

合理化拠出金の算定根拠となるべール品質については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）が、市町村の御協力を得ながら、各市町村から再商品化事業者へ搬入されたべールを用いて厳正な調査を実施しているところです。

べール品質調査の適正な実施を妨げることがないように、容リ協は、再商品化事業者に対して、「べール品質調査の実施にあたって再生処理事業者から市町村に対しべール品質調査日程を事前に通知することは厳禁」である旨を通知しています。

市町村においても、再商品化事業者からべール品質調査の日程を事前に聞き取ることは厳に慎むべきであり、各市町村の御担当者におかれては、べール品質調査の目的と意義を再度御確認いただき、べール品質調査の適正な実施に御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

平成28年9月28日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室 御中

北海道恵庭市生活環境部

「容器包装リサイクル制度におけるベール品質検査」の 恵庭市が関係する不適切事案に関する報告

標記の件について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告の目的

市町村が実施するプラスチック製容器包装類（以下「プラ容器包装」という。）の分別収集後の選別にあっては、特定分別基準適合物（以下「ベール」という。）の品質に応じて「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」に基づく金銭（以下「合理化拠出金」という。）が市町村に支払われている。

この合理化拠出金の算定根拠となるベール品質については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）が再商品化事業者に搬入されるベールを抜き打的に検査することにより調査しているが、これに伴い、容リ協からは再商品化事業者に対して、「再商品化事業者からベール品質調査日程を規定期日以前に市町村に対して通知することは厳禁」である旨通知されているところである。

今般、恵庭市（以下「市」という。）が分別収集するプラ容器包装に関して、その検査で好成績を収められるよう、不正な要因によって品質調査日程が事前に伝達されているのではないかと疑義が生じたため、市及び収集された資源物の選別業務を市から受託している恵庭環境保全事業協同組合（以下「委託先」という。）のこれまで関わってきた担当者に事情聴取を行うなどし、事案の内容を明らかにしようとするものである。

2. 事実経緯

(1) 市担当者からの聴取内容による事実経緯

市リサイクルセンターにおけるプラ容器包装の選別処理は平成19年度から実施しており、以降、その再商品化に向けた取り組みを行っている。

初年度の平成19年度におけるベール検査の結果は、品質の悪いものとされる「D＝不

適正物」であった。D評価が2年間連続した場合には当該自治体が収集したプラ容器包装は再商品化ルートから外されるというルールがあり、このままでは市の資源物収集事業に大きく影響するとの危機感を持ったことから、翌年度以降平成22年度まで、検査日近辺の期間には、どのベールが検体になってもしっかりと市職員自ら現地で選別作業を指導している。さらに、当初は委託先が行う処理作業に時間を要していたことから、ラインに新たに破袋機を導入し、ベール品質の向上と作業員の負荷軽減を図っている。なお、検査日については、例年検査が春にあることが多いことや再商品化事業者との業務上の会話の中でおおよその期間の推測ができたが、具体的な日付まで情報として伝わってきたことは無く、また、市から事前に検査日等の問い合わせをしたことも無い。

平成23年度以降現在までについては、検査日が推定できる情報については委託先を通じて伝わってきたことがあったが、具体的な日付までは分からなかった。また、そういった情報の全く無かった年度もあり、何れにおいても、ベールの品質については常日頃きれいなベールを作製するよう指示していた。平成23年度以降は市担当者による現地指導は行っていない。

(2) 委託先からの聴取内容

運送業者等から検査日程等に関する情報提供は無いが、通常は当社が指定する定期日にベールを受け取りに来る運送業者が、わざわざ先方から運搬日を指定してベールを受け取りに来るとの連絡が入ることがあり、それによってベール検査があると推測できた。その際は通常の選別処理よりもラインのスピードを落として品質の良い30個程度のベールを作製している。運搬日にはそれをトラックの1番上の段に積み込んでいる。なお、目印のようなものはつけていない。

市からはベール検査立会いに同行するための日程に関する連絡はあるが、検査用の特別なベール作製のための指示は無かった。

3. 事案の背景・原因、市の認識

(1) 当該事案の起きた背景・原因

過去も含めて関係者からの聞き取り調査から分かる範囲で事案の背景・原因を推測すると以下のとおりとなる。

市としてプラ容器包装の再商品化の取り組みを始めた初期段階においては、具体的な日付でなかったとしても、検査日に関する情報が事前に分かるということ自体が不適切であるという認識が当時の担当者に無く、「こういうものだ」と是認していたと思われる。また、市から関係業者に対してこれを是正する申し入れ等もしなかったことから、この時点

において、関係業者も恵庭市に関してはこうしたことを是と判断した可能性がある。

その後は、年度によって検査日が推定できる情報があったり無かったりであった。それまで同様に市職員自らが検査日情報を聞き出したり、検査用の特別なペール作製を指示することは無かったが、情報があった場合においてこれを問題視する意識も無かったと思われる。

一方、委託先においては、搬入されるプラ容器包装の処理待ちの溜まり具合を見ながらラインのスピードを調整してペールを作製しており、低スピード時には比較的高品質なペールが作製されることになるが、検査日が推定できる情報に合わせて運搬業者に渡す際にはこうしたペールをトラック最上段に積み上げて搬送させていた。委託先は、こうした行動について運搬業者も市も暗黙の了解をしているものと解していたものと思われる。

当市の場合、こうして得られた合理化拠出金を活用して選別業務を行う委託業者に対しインセンティブを与えるような契約にはなっていない。すなわち、不正な要因によって検査日情報を入手する強い動機が委託先を含めて業者側にはない。強いて言えば一番メリットがあるのは市である。しかしながら、市が積極的・能動的にこうした情報を得ようとした事実はなく、また、市がプラ容器包装の再商品化に取り組んだ初期の段階からこうした情報が伝わっていたことを考えると、恵庭市のプラ容器包装処理に関わる市も含めた関係者間全体にこうしたことを容認する空気があったと推察される。

(2) 市の認識

これらのことからすると、市の立場としては、ペール検査等の情報に関して規定期日以前に検査日を聞き出し、それに基づいて意図的に高品質なペール作製を指示するといったことはなかったとしても、検査日が推定できる情報を特に問題意識なく捉えていた事実は、プラ容器包装リサイクル制度の趣旨からすると甚だ不適切であり、委託先に対する適切な指導を行わなかったことも合わせて、認識不足であったと言わざるを得ない。

4. 改善策

以上のことから、適切なルールによる容器包装リサイクル制度の運用の下で市及び関係業者が資源物の再商品化事業の一端を担い、コンプライアンスを確保しつつ高品質なペール作製が持続的に可能となるよう、次のとおり改善策を示し、来年度以降に向けて順次取り組むものとする。

(1) 市の改善策

(ア) ペール作製にあたって、処理・管理状況を把握するため、概ね1年を超えない期間

に一度、市独自にペールの品質や保管状況等の調査を実施する。

(イ) 委託料の算定にあたっては、良好な労働環境の下でリサイクルセンターの適切な運営がなされるよう人工数積算を見直すなど、適切な予算措置を講ずる。

(ウ) ペール品質の維持と委託先の労働環境を良好に保つため、磁選機導入、暖房設備改善等の整備を図る。

(エ) 常日頃のペール品質の維持の取り組みに対し、作業員の処遇改善を目的とした金銭的インセンティブを委託先に与えるといった、委託契約内容の見直しを検討する。

(オ) ペール検査に係る情報を不正と思われる要因により得られた場合には文書をもって容り協に報告する。

(カ) 委託契約書に附属する書類（特記仕様書）の中に、検査を目的としたペールの作製・保管をすることの禁止、検査に係る情報を不正と思われる要因により事前に得られた場合の市への通報義務等、ペール検査に係る遵守事項を追加する。

(キ) 市民に対して一層の適正な分別に対する啓発を実施する。

(2) 委託先の改善策

(ア) ペール作製にあたって高品質が維持されるよう、作業員の人員配置など労働環境を良好に保つよう努める。

(イ) 検査日等ペール検査に係る情報を自ら不正に収集することを禁ずるとともに、不正と思われる要因により情報を得た場合には、契約上の遵守事項に基づき文書をもって市に報告する。

以上